

- 日 時 平成 23 年 11 月 21 日（月） 午後 2 時～ 4 時 20 分
- 会 場 久喜宮代清掃センター 大会議室
- 出席者

廃棄物減量等推進審議会委員 19 名（欠席 1 名）	
久喜宮代衛生組合	小倉事務局長
	菅谷理事兼業務 3 課長
	渡辺総務課長
	白子業務課長
	蓮見業務 2 課長
	金井総務課長補佐
	内田業務課長補佐兼施設係長
	日下部業務課長補佐兼収集料金係長
	藤井業務 3 課長補佐
	初山総務課庶務係長
	飯山総務課減量推進係長
	鈴木業務 2 課業務係長
	鈴木業務 3 課収集料金係長
	斎藤業務 3 課施設係長

■会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題
 - (1) 答 申

諮問事項 5 『事業系廃棄物の手数料の見直しについて』
 - (2) 意見交換

諮問事項 4 『犬猫等動物死体の取扱いについて』
 - (3) その他

■概 要〔要点集約〕

時 刻	議 事	内 容
2 : 0 0	開会	渡辺総務課長
	会長あいさつ	田中会長
	事前説明	
	〔諮問事項の一部 変更について〕	小倉事務局長から諮問事項 4 「犬猫等動物死体の取り扱いの廃止について」の変更について説明

時 刻	議 事	内 容
	議題1 答申 ：諮問事項5『事業系廃棄物の手数料の見直しについて』	〔趣旨〕 ・犬猫等動物死体の取り扱いに際して、事務局で再確認を行った結果、廃止をした場合の受け入れ先の問題等、再考すべき状況が判明したことから、存続を含めた総合的な見地から審議をお願いすることとして、「犬猫等の動物死体の取り扱いの廃止について」としている諮問を、「犬猫等動物死体の取扱いについて」として変更をさせていただくこととした。 ■会長から、審議内容のまとめと結果を確認。 審議内容のまとめ 〔高めの手数料の設定〕 事業系の一般廃棄物の手数料は、減量と原料化を進めていくため、全国的に値上げの方向にある。 事業所によるリサイクルや廃棄物処理に対する意識を高めていくためには、手数料は高めの設定とし、分別を行い減量化の取組みを行っている事業所が報われるような方策がよい。 廃棄物減量の推進のため、物理的な要素としても、家庭系の自己搬入時手数料よりも高めの手数料とする必要がある。 〔今後の手数料設定と家庭系自己搬入時手数料との関連〕 収集処理コストのうち、半分以上は税金で賄っている状況を考慮すると、コストの半額程度の手数料設定とし、減量が進まない場合には段階的に引き上げて、最終的にはコスト相当分の設定とする方法もある。 家庭系と事業系の手数料に開きがあると、安い手数料設定をした方に流れてしまうというような懸念があり、バランスを考慮したほうがよい。 〔清掃センター間での手数料体制〕 継続して、収集・運搬を行う場合の手数料については、処分のみを金額を基本とし、収集・運搬を行う場合には手数料を加算する。 審議結果 ・採決の結果、「処理手数料については、処分のみとするものは、200円/10kgとし、収集・運搬及び処分

時 刻	議 事	内 容																																								
2 : 1 5		するものは、300円 / 10kg とする。」との案に賛成が14名で多数を占めたことから、同案で審議会での方向性が決定した。 ・なお、「減量化の推進のために、引き続き、事業者への指導と啓発を続けていくことが必要」との意見を付記として表記することとした。 ・そこで、今回は、それらの内容を答申としてまとめることとする。																																								
	答申案の説明	渡辺総務課長																																								
	答申案の審議	■ 答申案について意見交換 □ 答申案について、「異議なし」との声あり。その結果、答申案の原文のまま答申書とすることに決定。																																								
	議題2 意見交換 ：諮問事項4『犬猫等動物死体の取り扱いについて』 配布資料説明	日下部業務課長補佐 資料『犬猫等動物死体処理手数料及び処分方法』の説明 動物死体の受入件数の内訳は以下のとおり。その他は小動物であり、うさぎ、小鳥、たぬきなど。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>22 年度</th><th>21 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">成 犬</td><td>収集</td><td>12</td><td>13</td><td>15</td></tr><tr><td>持込</td><td>40</td><td>41</td><td>35</td></tr><tr><td rowspan="2">子 犬</td><td>収集</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>持込</td><td>6</td><td></td><td>5</td></tr><tr><td rowspan="2">猫</td><td>収集</td><td>23</td><td>26</td><td>26</td></tr><tr><td>持込</td><td>41</td><td>54</td><td>47</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>収集</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>持込</td><td>11</td><td>11</td><td>8</td></tr></table>			22 年度	21 年度	20 年度	成 犬	収集	12	13	15	持込	40	41	35	子 犬	収集				持込	6		5	猫	収集	23	26	26	持込	41	54	47	その他	収集				持込	11	11
		22 年度	21 年度	20 年度																																						
成 犬	収集	12	13	15																																						
	持込	40	41	35																																						
子 犬	収集																																									
	持込	6		5																																						
猫	収集	23	26	26																																						
	持込	41	54	47																																						
その他	収集																																									
	持込	11	11	8																																						

時 刻	議 事	内 容																				
	意見交換開始	意見概要 (会長) ・ 取扱いの廃止に限定することなく、存続する場合の排出方法や処理手数料なども含めて、動物の死体の処理のあり方について、広い観点からの審議を行うこととする。 (久保委員) ・ 公道や公園などの個人の敷地以外で死んでいた動物死体については、役所の環境担当部署が対応し、清掃センターに持ち込まれていると思うが、処理件数はどのくらいであるのか。 (日下部業務課長補佐) ・ 久喜市については、メモリアルトネに処理委託されている場合と清掃センターに持ち込まれる場合があります。宮代町については、業者委託により道路上の動物死体については清掃センターに持ち込まれています。 平成 2 2 年度の処理件数は下記のとおり <table><tr><td></td><td>久喜地区</td><td>宮代町</td><td>計</td></tr><tr><td>犬</td><td>4</td><td>2</td><td>6</td></tr><tr><td>猫</td><td>2 6</td><td>7 7</td><td>1 0 3</td></tr><tr><td>その他</td><td>2</td><td>7</td><td>9</td></tr><tr><td>合計</td><td>3 2</td><td>8 6</td><td>1 1 8</td></tr></table> * 久喜地区におけるメモリアルトネでの処理分 9 9 件 (足立委員) ・ 菖蒲と八甫清掃センターでは、メモリアルトネを紹介となっているが、それぞれのセンターでは受入れることが可能なのか。統一ということだが 2 つのセンターで受入れができない場合は、その分は久喜宮代清掃センターで受入れるということでのいいのか。 ・ ペットブームにより、相当数の家庭でペットが飼われている状況で、また、家族同然で飼われている状況であると思う。死んだ場合にはペット霊園などでねんごろに処理をしているケースもあるし、飼い主によっては、お骨		久喜地区	宮代町	計	犬	4	2	6	猫	2 6	7 7	1 0 3	その他	2	7	9	合計	3 2	8 6	1 1 8
	久喜地区	宮代町	計																			
犬	4	2	6																			
猫	2 6	7 7	1 0 3																			
その他	2	7	9																			
合計	3 2	8 6	1 1 8																			

時 刻	議 事	内 容
		が欲しいという状況も多いと思われる。メモリアルトネなどで処理をすると数万円かかる場合もあり、清掃センターの状況とでは差が開きすぎてしまうと思う。 (白子業務課長) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「法律」)では動物の死体は一般廃棄物という定義となります。久喜宮代清掃センターでは、ごみと一緒に焼却していることから、斎場などで処理をされる場合もあるようです。 ・メモリアルトネでは、合同での焼却と単独焼却の方法がありますが、受入れをする余裕がない状況であると聞いています。 ・法律的には一般廃棄物とされていることから、本来ならば衛生組合で処理をすることになりますが、それを行わないで他の施設を紹介するだけとなると問題があると考えられます。このため、廃止とすることはできないものと考えられることから、諮問内容を変更させていただきました。 ・八甫清掃センターは焼却炉の方式が流動床方式であり、焼却の前段階で破碎処理を行っていますが、動物死体を破碎処理することが難しい状況で処理には適していません。また、菖蒲清掃センターではストーカ式の焼却炉となっており、段階的に焼却を行っていますが、稼働時間が8時間となっており、立ち上げに時間を要することなどにより燃焼時間の点で処理が難しい状況であります。 (阿部委員) ・メモリアルトネでは、動物死体の処理を紹介されると困るということですか。 (白子業務課長) ・処理をメモリアルトネに限定するということが、一般廃棄物の処理をする衛生組合として、よいのかということがあります。 ・法律上では動物の死体は一般廃棄物にあたるものとして定義されていることから、廃棄物の処理を行っている衛

時 刻	議 事	内 容
		生組合としては、処理をメモリアルトネに限定することがよいのかという点、また、メモリアルトネは一般廃棄物の処理を行う施設ではないが、衛生組合は一般廃棄物の処理を行う施設である点から、本来であれば衛生組合において処理を行うことが必要であり、一部をメモリアルトネで行ってもらうとしても衛生組合での処理を廃止し、一切行わないということとはできないものであると考えられます。 (足立委員) ・一般廃棄物として取扱うということであるが、現状では2つの清掃センターでは受入れることができないという状況であると思う。処理ができるように改修する方向性はあるのか。 (白子業務課長) ・大規模な改修とはならないと考えており、すべての清掃センターで処理を行う決定がなされた場合には改修を行い、受入れができるようにする必要があります。 (足立委員) ・処理を行う決定となった場合には、2つの清掃センターでも受入れを行うということであれば、この場ではそこを踏まえて審議を行うということだと思う。 (小倉事務局長) ・衛生組合ではごみとして処理をすることになりますが、飼い主から考えた場合にごみとして処理を行うということをどのように思うのかという点があることから、飼い主に選択をしてもらうこととして、メモリアルトネを紹介させていただくこともあります。 ・現状では取扱いをしていない清掃センターもありますが、動物の死体処理として、どのような方法がよいのかという点を踏まえての審議をお願いします。 (松永委員) ・メモリアルトネでは、焼却炉の大きさにより、受入れる

時 刻	議 事	内 容
		動物のサイズが決まっていて、すべてを紹介するということはできないと思う。 (菅谷理事) ・メモリアルトネの例規では、処理は40kgまでの大きさで、管内地域からの方の単独焼却で20,000円と規定されています。なお、単独焼却の処理数量が増加している状況であることから、来年度に改修するとの話を聞いています。 (松永委員) ・久喜宮代清掃センターでは自宅で死んだ動物も受入れを行っていたのですか。 (会長) ・ごみとして処理を行っていたということです。 ・久喜宮代清掃センターでは、一般廃棄物として処理を行っていたということから、方向性については絞られてくるのではないかと思います。 (小野委員) ・メモリアルトネは、一般廃棄物の処理業として許可を持っているのですか。法律的には、どこに位置する施設となるのでしょうか。一般廃棄物の処理業としてペットの死体処理についての業種が成り立つのであれば、市町村が一般廃棄物の処理業として許可を出すこともできます。市町村以外の者が設置しているのであれば、そこに対して許可を出すこととなるため、法律的にきちんとしておかないと審議にならないと思う。 (久保委員) ・動物死体については一般廃棄物であるから、廃棄物処理の許可を受けているかということですね。 (小野委員) ・動物の死体は一般廃棄物として法律において位置づけされているものであり、処理を民間が行うとする場合は、

時 刻	議 事	内 容
		一般廃棄物処理業としての許可を受けなければならない、市町村がその許可を行うことになる。他の法に基づいて行っているということであれば、話は別となる。 (山下委員) ・メモリアルトネでは、動物用の焼却炉が1つしかない。他には、春日部の埼葛斎場組合にも動物用があると思う。 ・菖蒲や八甫清掃センターでも処理を行うということになると、受入れる量が増えてくると思う。 (茂田委員) ・ペット霊園などに持って行った場合は遺骨が受け取れるが、衛生組合では廃棄物となるので骨はもらえないということですね。 (柿崎委員) ・諮問が、「廃止」ではなく「取扱い」ということに変更となったが、動物死体の処理については、メモリアルトネでの処理とするか、衛生組合での処理とするかは個人の希望であり、衛生組合としては廃棄物であることから処理を廃止することはできないということであると思う。 ・議論については、処理を続けていかなければならないということであり、どこで、誰が持って行くとか、骨がどうだとかのことではないと思う。 ・相談があれば、メモリアルトネを紹介するというだけであり、議論を戻して意見交換を続けたいと思う。 (会長) ・処理を存続することについて、どのような処理の方法があるのかということ。そして、手数料についてはどのようにするのかという点で意見をお願いしたい。 (山下委員) ・久喜宮代清掃センターでは処理を存続するかということであるが、菖蒲と八甫清掃センターでは処理をしていないものであり、それを統一するというのは無理があるのではないか。

時 刻	議 事	内 容
		・施設の改修を行うということもあるが、今までは実施していなかったものを行うようにするというのは、慎重な審議が必要である。 (足立委員) ・菖蒲及び八甫清掃センターで処理を行うとなった場合は予算の問題もあると思う。受入れをするような方向性であるのならば、そのようにしてもらいたい。 (阿部委員) ・動物死体は一般廃棄物であるという定義がされており、処理の依頼があった場合は、衛生組合では拒否をすることができないという前提があるということ。そのうえで、依頼があった動物死体を、衛生組合で焼却しようが、他に委託をしようが、それは衛生組合の問題であり、今回の諮問については、その方法を議論するということであると思う。 (小倉事務局長) ・依頼された動物死体を、衛生組合で焼却するか、委託により処理をするのかは衛生組合で決めることであり、その方向性についてご提言をいただきたいと思います。 (白子業務課長) ・法律の関係上、動物の死体については一般廃棄物として取り扱っていますが、厚生省の見解では「動物霊園事業における処理については、動物死体は廃棄物ではない」とのことから、動物霊園事業における許可は必要としないとされています。 ・メモリアルトネについては、霊園事業であり一般廃棄物の該当事業ではないということです。 (小野委員) ・市町村は、一般廃棄物のすべてを処理しなくてもよいものであり、一部を委託することもできることから、メモリアルトネが一般廃棄物処理業の許可を受ける必要があると思うが、動物死体の処理を委託するという方法も可

時 刻	議 事	内 容
		能であると思う。 (白子業務課長) ・メモリアルトネ自体については霊園事業であり、一般廃棄物の処理業の許可は不要であります。衛生組合から動物死体の処理を委託するとなると、その処分先となることから許可を受ける必要があると思います。なお、委託については、協議が必要ですが処理を行う可能性はあると思います。 (足立委員) ・メモリアルトネとしては、現実には許可を受けていないのではないかと。 (白子業務課長) ・衛生組合からの委託を受ける場合には、廃棄物として衛生組合が受け取ったものを、廃棄物として処理を行うことから一般廃棄物の処理業として許可を受ける必要がありますが、メモリアルトネが住民の方から直接処理を受ける場合には、霊園事業として行うものであることから、一般廃棄物の許可は不要となります。 (浅倉委員) ・動物死体は一般廃棄物になることから、衛生組合としては受入れなければならないということは動かすことができないものであると思う。衛生組合では、受入れた場合に、焼却処理を行うのか、委託により他に処理をお願いするのかということを議論するのではないと思う。 (会長) ・小鳥やマウスなどの小さなペットや成犬などの大きなペットがいるが、サイズのこととも考慮しないと、衛生組合で処理を行うのか、委託をするのかという方向も決めることはできないと思う。 (阿部委員) ・清掃センターの近隣住民としては、動物死体を焼却する

時 刻	議 事	内 容
		ことに対しては反対であり、やめるべきであると思う。 ・ 今後、新設炉を整備していくこととなると思うが、久喜市と宮代町のものを一ヶ所で処理をするとした場合、焼却炉の性格上のことや施設の内容のことも考えていく必要があると思う。動物死体は普通のごみとは異なるものである。生ごみとも異なるものである。 ・ 60t規模の焼却炉を整備することについては、近隣地区として承諾をしているが、仮に動物死体を含めて全部のごみを処理するとした場合は別であり、承認をするということとはできない。 ・ 動物死体の処理については、霊園での処理という例がいくつもあるので、衛生組合として義務があるのであれば、春日部市のように収集運搬は行うが処理については他に委託を行い、費用については収集運搬も含めて実費負担とする方法が考えられるのではないかなと思う。 (足立委員) ・ 動物死体の焼却は反対というが、現在、久喜地区と宮代町の分を焼却しており、焼却炉を新しくしても行うということについても反対ということであるのか、菖蒲や八甫の分も一ヶ所にして焼却することについて反対なのでしょうか。 (阿部委員) ・ 組合全体の改修計画については、今後の審議で行っていくことと思うが、焼却以外の方法もあることから、組合全体として動物死体を焼却していくということは反対ということである。
3 : 0 5	休憩	
3 : 2 0	再開	(会長) ・ 事務局の考え方があれば、説明をしてもらいたい。
	衛生組合の考え方について説明	小倉事務局長 〔趣旨〕 ・ 菖蒲及び八甫清掃センターでは処理をしていないこと、

時 刻	議 事	内 容
		及びごみと一緒に焼却することが動物愛護の観点でいかなるものかを考慮すると廃止とする方向性で検討していた。 ・ 一方、現在の法律では、動物の死体は一般廃棄物とされていることから、収集、運搬、処分に努めなければならない点がある。 ・ 飼い犬、飼い猫は飼い主の責任において処理をしてもらうこととしても、野犬や猫が所有地内で死んでいた場合は、一般廃棄物の取り扱い上、受入れをせざるを得ないこと。また、高齢化を考慮すると自らが運搬できない場合の対応など、収集、運搬、処分を廃止することはできず、継続していく必要性がある。 ・ 処理手数料については、飼い犬、猫は飼い主の責任があることから実費負担をしていただくことが適当であると考えられる。 (浅倉委員) ・ 今までどおりにするということですか。 (久保委員) ・ 久喜宮代清掃センターでは受入れを行っていることから同じであるが、菖蒲、八甫清掃センターでは受入れをしていないことから、統一をすると変更になるということですね。 (阿部委員) ・ 処理手数料は実費負担とのことで、現状とは異なるということであると思うが、それでよいのか。 (小倉事務局長) ・ 久喜宮代清掃センターでは、成犬と子犬、小動物という区分を設けて手数料を設定していますが、成犬なのか子犬なのかという判断基準が曖昧である点、また、小動物というと小鳥もありますが、成犬や小鳥でも収集運搬を行う手間は同じであることにより、大きさに関係なく手数料は統一すべきであると考えています。

時 刻	議 事	内 容
		(小山委員) ・実費というが、どのくらいの金額がかかっているのか。 (小倉事務局長) ・久喜宮代清掃センターで処理をする場合には、引取りの費用として3,000円がかかっています。 (小山委員) ・菖蒲、八甫清掃センターはどのようになるのですか。 (小倉事務局長) ・3つの清掃センターの業務を統一することを前提として諮問をさせていただいていますことから、動物死体の処理についても、統一を前提として審議をお願いします。 (会長) ・先ほど、周辺地域との関係や施設の問題などで、処理については廃止したほうがよいのではないかという意見もありました。菖蒲、八甫清掃センターでは処理を行っていないという状況もあります。一方で、一般廃棄物の処理という点では存続をしなければならないという事務局からの説明もありました。なお、処分という点では、委託により行うことで清掃センターでは焼却をしないという方法もあるようです。 ・また、民地に迷い込んで死んだ野犬や猫などについては、別途検討する余地もあるようです。このようなことから、幅広い観点からの審議を行いたいと思います。 (足立委員) ・ペットとして育てていた動物であることから廃棄物として焼却するということは避けてもらいたい。一方で、路上で事故により死んだ場合や飼い主がいない野犬、猫などについては、処理は行っていくことも必要かと思う。このため、これらは分けて考えていかなければならないと思う。

時 刻	議 事	内 容
		(会長) ・ペットは愛玩動物であり、そのようなものを清掃センターで受け入れて焼却するということを行わないとするこ ともよいかなと思う。 (足立委員) ・飼い主のいない動物の死体については、衛生組合で処理 を行い、ペットについては飼い主の責任で処理をしてもら うということではよいのではないかなと思うが、一方では、 斎場などの受入れ先の問題もある。 (小山委員) ・実費で3,000円ということであるが、迷い込んできた動 物など自分で飼っていた動物以外を処理する場合も同様 とするのか。 (会長) ・清掃センターではその分の経費がかかっていることから、 同様でよいのではないかな。 (菅谷理事) ・公道や公園などの場合には、環境担当や道路担当など行 政において管理している部署があり、担当部署では業者に 委託し、回収したものはメモリアルトネで処理をしていま す。なお、行政が委託したものは手数料は免除とな っています。 (松永委員) ・成犬と子犬という区分であるが、種類によっては大人と なった犬でも小さな犬もいるため、重量で考えてもよい のではないかな。 (浅倉委員) ・今後は衛生組合では焼却しないということではよいのでし ょうか。理由としては、飼い主に最後まで責任を持って もらうという点、また、そもそも、この審議会は廃棄物

時刻	議 事	内 容
		の減量を考える場であり、動物死体といえども相当な件数があり焼却する量もあると思うため、処分を廃止することで廃棄物減量、CO₂ や処理費用の削減に繋がるということもあると思う。 ・そのようなことから衛生組合では収集運搬は別として、焼却処分は廃止するということでもよいかと思う。 (会長) ・道路や公園などで死んでいる動物の死体については、管轄している担当部署があるが、民地で死んだ動物については、どうしても衛生組合で処理をせざるを得ないという状況もある。 (小倉事務局長) ・道路上の動物死体は、久喜市では担当部署で委託業者がメモリアルトネに持ち込んで処理をしていますが、宮代町については、久喜宮代清掃センターに持ち込んで処理をしており、市町によっては取り扱いが異なるという状況も加味して審議をお願いします。 (白子業務課長) ・久喜市においては、業者に委託した動物死体はメモリアルトネで処理をしていますが、状況によっては市で直接対応しているものもあり、その分は久喜宮代清掃センターに持ち込まれて処理をしており、久喜地区のすべてがメモリアルトネでの処理ではありません。 (足立委員) ・菖蒲や八甫清掃センター管内においても、業者委託によりメモリアルトネで処理をしているということですか。 (菅谷理事) ・業者委託によりメモリアルトネにおいて処理をしており、委託業者には運搬手数料を支払っています。処分料については、構成市町であることから免除となっています。

時刻	議 事	内 容
		(浅倉委員) ・飼い主がいるペットについては、直接メモリアルトネで処理をしてもらうか、清掃センターで処分をするかを、飼い主に選択をしてもらうということ。直接メモリアルトネで処理をしてもらうか、清掃センターで受付けてメモリアルトネに処理を委託するかということ。廃棄物処理ではなく行政サービスの一環として行政で収集し、メモリアルトネに処理の委託をするかということ。の3つのパターンに分かれてくるのかと思う。 ・その中で、の3つのパターンの扱いがよいかと思う。 (西谷委員) ・廃棄物処理での問題としては、ペットのことではなく、民地で死んだ野犬・猫などの動物のことだと思う。処理の費用をかけてまでメモリアルトネに持って行き処理をするのではなく、行政にお願いをすることになるのではないかと思う。 ・そのため、取扱いをどうするのかという点もあるが、それよりも統一に向けての手数料の体系を審議するべきではないかと思う。 (阿部委員) ・動物の死体処理については、路上での動物死体よりも圧倒的に個人からの件数のほうが多い。路上での動物死体は行政が処理をしていることから、議論すべきは一般家庭から持ち込まれるものをどうするのかという点であると思う。 (西谷委員) ・ペットは衛生組合で処理をするよりも、ほとんどは自宅で埋葬したり、メモリアルトネで処理をしているものだと思う。 (白子業務課長) ・資料に示した処理実績は、一般家庭から持ち込まれた件数であり、行政から持ち込まれた件数は含まれてはいません。

時 刻	議 事	内 容
		(西谷委員) ・持ち込む先をなくしてしまったら困るのではないかなと思う。 (阿部委員) ・議論を2つに分けて考えていきたい。行政が処理をするものについては、行政との調整ができることから審議会での検討は不要であると思う。行政が関与しない一般家庭からのものについて検討していきたいと思う。 (久保委員) ・廃棄物として受入れざるを得ないということであり、久喜宮代清掃センターとしては存続するということになる。菖蒲と八甫清掃センターでは受入れをしていないが同様に受入れるような方向とせざるを得ないのではないかなと思う。 ・そのようなことから受け入れることで統一するようになり、次に手数料について議論をすることでよいのではないかな。 ・手数料の次には、各センターでの処理として焼却をするのか、委託によって外部での処理を行うのかということの議論をすることでよいのではないかなと思う。 (会長) ・まずは、廃止するのか、存続するのかという方向性を決めることが必要である。 (阿部委員) ・各委員で「廃止」についての定義の認識を統一しておいたほうがよい。衛生組合では動物死体を扱わないという廃止と、焼却処理は行わないという廃止とはまったく別の意味となる。廃止の定義を確認してから、採決を行うことでよいと思う。 (山下委員) ・持込みは受けるが、焼却処理をするか、焼却しないのか

時 刻	議 事	内 容
		ということである。 (菅谷理事) ・現在の状況で議論をしていただくには資料が不足をしていると思います。民間で処理をするにはどのくらいの経費を要するのか、実費負担とした場合にはどのくらいの金額がふさわしいのかということについて、事務局でデータを提供させていただいて、審議をお願いしたいと思います。 (小野委員) ・事務局案についてであるが、原則、飼い主の責任において処理をしてもらう。公道、公園でのものについては行政の担当部署で処理をしてもらう。高齢化の関係で、一部については引き受けざるを得ないということ。引受けたものについては、実費負担をしてもらうこと。の4つの案を持っているということであるのか。引受けて処理を行うということであるのか、明確にしていきたいと思う。 (小倉事務局長) ・動物死体の取扱いを廃止するのか、存続するのかについては、事務局としては廃止することはできないと考えています。次に取扱いを存続する場合として、焼却処理をするのか、焼却を行わない方法とするのかが問題であり、その方向性を審議していただきたいと考えています。その結果として、次に手数料をどのようにしていくのかを審議していただきたいと考えています。 ・手数料については、収集する場合の手数料と焼却をする場合の手数料をどのようにしていくのかということがあります。経費は高額となることが見込まれることから、住民負担も高くなるものと考えています。なお、実費の金額としては、7,000円程度、収集運搬が3,000円程度であります。 ・次回の審議会では、費用関係の資料を用意させていただきます。

時 刻	議 事	内 容
		(浅倉委員) ・ 今回の審議事項について、委員の理解を高めるため、図解した資料を掲示していただけるとよいと思う。 ・ また、廃棄物に関する参考とするために、勉強会の開催を検討していただきたいと思う。 (会長) ・ 答申の時間が迫ってきたことから、意見交換は終了し、次回に継続審議とする。 次回への継続審議とする。
4 : 0 0	意見交換終了 議題3 その他	飯山総務課減量推進係長説明 ■ 次回の開催日について 平成24年2月20日(月)午前9時から 久喜宮代清掃センター大会議室 ・ 諮問事項4「犬猫等動物死体の取扱いについて」の意見交換の継続
4 : 1 0	諮問事項5『事業系廃棄物の処理手数料の見直しについて』答申 衛生組合管理者あいさつ	〔 衛生組合管理者(田中久喜市長) 到着 〕 田中会長が答申書により管理者に対して答申を行う 答申に対するお礼のあいさつ終了後、田中管理者退席
4 : 2 0	閉会	